

## ぐんま未来基金 ローカルプログラムオフィサー業務委託事業実施要領

ぐんま未来基金 ローカルプログラムオフィサー業務委託事業の企画提案を募集します。  
業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

### 1 案件名称

ぐんま未来基金 ローカルプログラムオフィサー業務委託事業

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (2) 事業規模（契約上限額）

金100,000円(※)および該当する地域指定寄付総額の20パーセント相当額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)金額は企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※100,000円は令和7年2月末までにかかる経費に対して充当するものとします。

#### (3) 契約期間・履行期間（予定）

令和7年1月9日から令和7年6月30日まで

### 3 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてを満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力と実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行なっている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団排除条例に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (7) 業務の運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

### 4 スケジュール

- (1) プロポーザル公告日 令和6年12月25日（水）
- (2) プロポーザル実施要領・仕様書の公表 令和6年12月26日（木）
- (3) 質問受付期間 令和6年12月26日（木）～令和6年12月30日（月）正午まで
- (4) 質問書への回答期限 令和6年12月31日（火）
- (5) 提出書類受付期限 令和7年1月6日（月）午後5時必着
- (6) 審査 令和7年1月7日（火）
- (7) 審査結果通知書の発送 令和7年1月8日（水）
- (8) 契約締結、業務開始（予定） 令和7年1月9日（木）

### 5 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間 令和6年12月26日（木）から令和6年12月30日（月）正午まで
- (2) 質問様式 別紙質問書様式
- (3) 提出方法 FAX 又は メールアドレスに提出してください。
- (4) 提出先 本実施要領11に記載
- (5) 回答方法 令和6年12月31日（火）までに応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、当法人のホームページに掲載します。

### 6 応募の手続き等

- (1) 企画提案書について

#### ①受付期間

令和6年12月26日（木）から令和7年1月6日（月）午後5時必着

## ②提出方法

郵送（一般書留・簡易書留）またはメールによる

## ③提出書類

それぞれ正本1部、副本5部を提出してください。

- ア 公募型プロポーザル 応募申請書（様式第1号）
- イ 業務実施体制申告書（様式第2号）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 応募団体の概要が分かるパンフレット等
- オ 類似事業の事業実績が分かるもの
- カ 企画提案書（様式自由、下記の事項については必ず記載のこと）
  - ・業務運営体制※指揮命令系統、業務の管理責任者が明示されたもの
- キ 見積書

## ④参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失します。なお、審査委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を本事業の委託事業者として繰り上げるものとします。

- ・本実施要領3の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## ⑤提案書の著作権等

提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用されるものとします。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。

## 7 審査

提出された書類に基づき、企画提案に関する審査を行います。その結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

### （1）審査

①日時 令和7年1月7日（火）

提出された書類を基に優先交渉者を選出します。

### ②審査基準

審査項目／審査基準／配点(点)

#### ア 運営体制

業務を実施するにあたり、専門的な知見と経験を備え、円滑に進められる必要かつ十分な人員及び管理体制となっているか。

配点 10

#### イ 企画提案内容

業務目的を理解した提案内容であるか。

配点 30

#### ウ 支援業務

相談やアドバイス、異業種の事業者や関係機関、商店街組織等とのネットワークを持ち、魅力のあるサービスを提供できるか。

採点 30

#### エ 地域団体との調整

当財団と密な連絡調整を行い、地域団体と調整ができる体制がとれているか。また、周辺地域との調和が図られているか。

採点 30

#### オ 調査研究

地域団体や関係組織の意向を聞き取るのに適切な方法がとれるか。

採点 30

#### カ 情報発信・広報支援

地域ネットワークを活かして広報媒体を活用し、情報を地域に広報できるか。

採点 20

#### キ 費用の妥当性

見積額費用積算根拠が妥当であり適切か。

採点 10

合計 160

#### (2) 選定審査委員会

選定にあたっては、当法人が構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

#### (3) 審査条件

次に該当する応募は失格とします。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 見積金額が本実施要領2に記載の予算上限額を超える場合
- ④ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ⑤ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑥ その他選定に係る不正行為があったもの

#### (4) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 契約候補者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

#### (5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和7年1月8日（水）に、すべての提案者に文書により通知するとともに、当法人ホームページにおいて公表します。

#### (6) その他留意事項

##### ① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

##### ② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

#### 8 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は当法人との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利はぐんま未来基金に帰属します。
- (4) 契約保証金 無

#### 9 特記事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びに契約書の作成及び提出に係る費用は、全て応募する事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルの内容に係る情報の公開が求められた場合は、情報公開条例に基づき行うものとします。
- (3) 提出された提案企画書等は返却せず、本プロポーザル以外の目的では使用しません。
- (4) 応募する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用してはいけません。

#### 10 別添資料等

- (1) 実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 提出書類一覧
- (4) 公募型プロポーザル応募申請書（様式第1号）
- (5) 業務実施体制申告書（様式第2号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 質問票（様式第4号）
- (8) 辞退届（様式第5号）

11 提出先・問い合わせ先

一般財団法人ぐんま未来基金

所在地 : 〒371-0854 前橋市大渡町1丁目10-7 群馬県公社総合ビル6階

E-mail : [info@gunma-mirai-kikin.org](mailto:info@gunma-mirai-kikin.org)

事務局代表電話 080-2640-5917